

# 喜界町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成30年2月22日（木）  
午後 2時00分～午後 3時00分
2. 開催場所：喜界町役場会議室
3. 出席農業委員：（11名）
4. 出席推進委員：（5名）
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について
  - 第3 報告第 2号 農地台帳新規搭載について
6. 農業委員会事務局出席職員（2名）
7. 農業委員会事務局欠席職員（1名）

## 8. 会議の概要

発言者	発言内容
事務局	<p>ただ今から平成30年第2回定期総会を開会いたします。 はじめに会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>【皆さんお疲れ様です。本日もお忙しい中、ご出会下さりありがとうございます。早速ですがお手元の資料に基づきご審議の方をよろしくをお願いいたします。】</p>
事務局	<p>それでは会を進めて参りたいと思います。出席委員は11名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。喜界町農業委員会会議規則第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および会議書記の指名を行います。喜界町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、9番、10番をお願いいたします。 なお、会議書記には事務局職員の次長を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。事務局の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回の農地法第3条の許可申請は、議案5件でございます。まず、議案第1号は全て所有権の移転に関する件でございます。</p> <p>【議案第6号、受付番号1から5までを議案書をもとに朗読】</p> <p>受付番号1から5までは、添付の審議内容にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当いたしませんので、許可要件の全てを満たすものと判断いたします。</p> <p>以上で議案の朗読並びに説明を終わります。</p>

発言者	発言内容
-----	------

議長	<p>ただいま朗読がありました議案書の内容に関しまして、それぞれの地区の担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p>
11番	<p>1番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人は今後帰島する予定は無いということで譲受人へ農地を売り渡したようです。 譲受人は、買い受けた事に間違い無いということです。以上です。</p>
9番	<p>2番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人は、高齢のため娘さんからもお話を伺いました。譲渡人と譲受人は親戚関係です。 譲渡人は自らの農地があることを知らなかったのですが、土地改良事業をきっかけに農地の存在を知り、相続登記をしたようです。そして譲受人へ贈与したということです。 譲受人は、これを機に農地を集積したいとのことで譲り受けた事に間違い無いようです。以上です。</p>
1番	<p>3番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人は高齢のため本人への確認と、集落の民生委員の方を含め3名にも確認いただきました。譲受人からの希望により売り渡した事に間違い無いようです。 譲受人は、買い受けた事に間違い無いということでした。以上です。</p>
8番	<p>4番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人は、譲受人である法人の構成員です。譲受人からの希望により売り渡した事に間違い無いとのことです。 譲受人は、農地所有適格法人で現在35歳の若手を中心にかぼちゃやさとうきび等の栽培に励んでおります。譲受人は意欲的に営農に励んでおりますので何ら問題無いと思われれます。以上です。</p>
7番	<p>5番について確認しましたので説明いたします。 譲渡人は、高齢のため財産処分をしたいとのことで譲受人へ売り渡したようです。 譲受人は、申請地付近に農地を所有しており規模拡大のため買い受けた事に間違い無いようです。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【質問、意見なし】</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、議案第6号は原案の通り決定いたしました。

発言者	発言内容
議長	次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題に供します。事務局の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	今回の農地法第5条の許可申請は、議案1件の予定でしたが、申請人より取り下げの申し出がありましたため、今回は申請取り下げといたします。

発言者	発言内容
議長	次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	<p>今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、3件でございます。</p> <p>第8号の議案書をご覧ください。喜界町より平成30年2月28日付けで農用地利用集積計画（案）の決定を求められています。</p> <p>賃借権が1件、使用貸借が2件です。 面積は、合計35,392㎡です。</p> <p>【議案第8号、計画番号35番から37番までの農用地利用集積計画（案）について議案書をもとに説明】</p>
事務局	以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ご質問ご意見等はございますか。</p> <p>【質問、意見なし】</p>
議長	よろしいでしょうか。それでは、計画番号35番から37番までにつきまして採決いたします。議案第8号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

発言者	発言内容
議長	次に報告事項に入ります。報告第2号の「農地台帳新規登載について」 ですが、報告事項の朗読と説明を事務局よりお願いいたします。
事務局	報告第2号「農地台帳新規登載報告書」の件数は4件でございました。 いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備いたしておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
議長	ありがとうございました。それでは、ただいまの報告第2号につきまして、発言等のある方は挙手をお願いいたします。  【発言等なし】
議長	よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

発言者	発言内容
事務局	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、これをもって平成30年第2回喜界町農業委員会総会を閉会いたします。

上記の議事録については、正確を記するため記名押印をする。

議事録署名委員 晴峯 武洋

議事録署名委員 麓 義信